

金融危機下における中国の財政状況と財政政策の新展開

張 忠 任

はじめに

1. 2008年の中国財政の予算と実施
2. 政府間財政関係の変化
3. 税財政改革と財政政策の動き
4. 持続可能な開発のための財政政策
むすびにかえて

はじめに

2008年には、中国では、財政政策に対する大きな調整を行った。年初の大雪凍結災害や5月の四川大地震、特に米金融危機の波及などに遭遇したため、財政収支も大きな影響を受け、支出の伸びが収入を超えることとなった。収入は、比較的ゆるやかな伸びを維持したが、伸び幅は明らかに「前高後低」（上半期の伸びは高く、下半期に縮小したこと）であったという特徴が見られる。また、07年度に一度穏健な財政政策へ転換したが、08年に景気急落以降、再び積極的な財政政策に戻った。2008年9月以降の財政政策の動きは、このような政策転換を反映している。

本稿は、2008年度の中国財政状況を考察し、世界金融危機の対策のための財政政策転換について検討しようとしている。

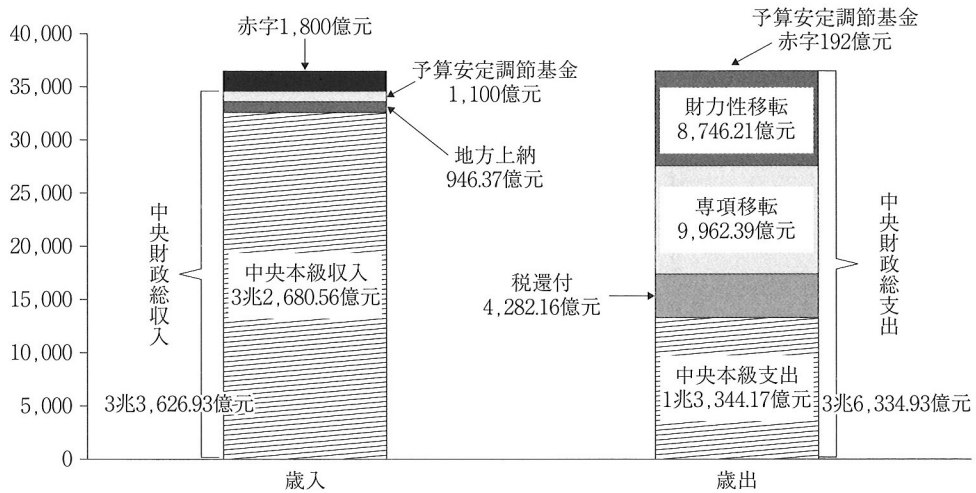
1. 2008年の中国財政の予算と実施

08年度の財政収支構造については、当初予算では、全国の歳入は5兆8,486億元であり、そのうち、中央本級収入¹⁾を3兆1,622億元、地方本級収入²⁾を2兆6,864億元とされた。そして、中央予算安定調節基金から500億元を中央予算に繰り入れた。穏健な財政政策の下に中央財政赤字をかなり大幅に削減し、赤字額は1,800億元（国債残高限度額は5兆5,185.85億元、前年より1,820.32億元増となること）とされた。全国の歳出は6兆786億元で、そのうち、中央本級支出を1兆3,205.2億元、地方本級支出を4兆7,580.8億元とされた。

08年度財政収支の決算では、全国の歳入は前年の実績に比べて19.5%増の6兆1,330.35億元（7月までは4兆881.71億元）で、そのうち、中央本級収入は同17.8%増の3兆2,680.56億元、地方本級収入は同21.5%増の2兆8,649.79億元、中央予算安定調節基金から1,100億元を中央予算に繰り入れた。全国の歳出は同25.4%増の6兆2,592.66億元で、そのうち、中央本級支出は同16.9%増の1兆3,374.31億元、地方本級支出は同27.9%増の4兆9,248.49億元であった。上半期には、国債発行額は3,899.93億元、国債残高限度額は

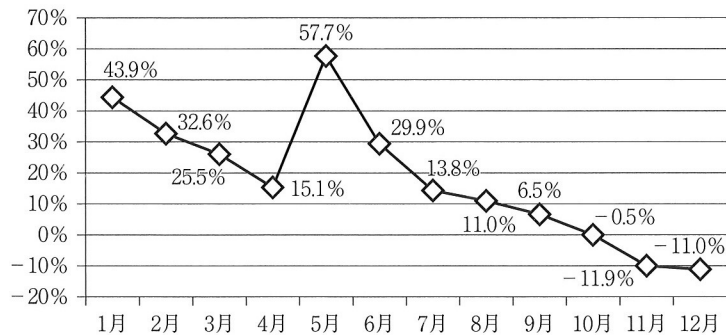
5兆5,185.85億元、311.68億元増となった（図1）。

図1 08年度中央財政収支構造（決算）



出所：『2008年中央財政収支決算表』により作成

図2 08年各月税収の対前年同月の伸び率の推移



出所：中国財政部ホームページにより作成

財政収入の実情を見ると、08年度税収額は5兆4,219.62億元（11月までは予算執行額、12月は速報値）、対前年の伸び率は18.8%である。8月から各月税収額の対前年同月の伸び率が低下しており、10月よりマイナスになったという特徴が目立つ（図2）。主要な税収を見れば、5大税目（増値税、消費税、企業所得税、個人所得税、営業税）で、全税収額の8割以上を占めており、各税目の対前年の伸び率では、都市土地使用税と耕地占用税が最も高く、証券取引印紙税がマイナスになった（表1）。

中央財政支出の状況を見ると、まず「三農」（農民、農業、農村のこと）支出については、農村経済の発展を促進するため、08年度当初予算では、中央財政の「三農」支出は5,625億元、前年度より1,307億元増、30.3%の伸びとされた。そのうち、農民への補助支

表1 主要な税収額（08年、億元）

| 税 目 | 税 収 額 | 伸 び 率 |
|------------|-----------|--------|
| 国内増値税 | 12,140.21 | 23.3% |
| 国内消費税 | 2,558.59 | 16.4% |
| 営業税 | 7,626.33 | 15.9% |
| 企業所得税 | 11,173.05 | 27.3% |
| 個人所得税 | 3,722.19 | 16.8% |
| 関税 | 1,769.95 | 23.6% |
| 輸入品増値税と消費税 | 7,391.07 | 20.1% |
| 資源税 | 301.76 | 15.6% |
| 契約税 | 1,307.18 | 8.4% |
| 証券取引印紙税 | 979.16 | -51.2% |
| 車両購買税 | 989.75 | 12.9% |
| 都市土地使用税 | 816.95 | 111.9% |
| 土地増値税 | 537.10 | 33.2% |
| 耕地占用税 | 313.97 | 69.7% |

出所：『08年予算執行状況と09年予算案に関する報告』により作成

出は1,335.9億元、農村の社会諸事業への支援金は1,245.2億元である。08年度の「三農」支出の執行額は5,955.5億元で、前年度より37.9%伸び、中央本級歳出の44.5%を占めている。ただし、「三農」支出は単独の予算科目ではなく、「三農」に関連する諸支出項目を総合的に反映させたもので、農林水事務、教育、医療衛生などの関連支出科目と重なるところがある。08年度の「三農」支出の予算執行額は5,955.5億元で、前年度より37.9%伸び、中央総歳出の17.1%を占めている。

農業生産への助成支出の中では、ほとんど農林水事務支出であるが、環境保護科目に組み入れた耕地の林地復元支出、及び中央から地方への財力性移転交付科目に組み入れたいくつかの科目を含む。それは、08年度全国当初予算では、4,288.87億元（決算額は4,544.01億元）、そのうち、中央レベルの支出は356.27億元（決算額は308.38億元）、中央から地方への財政移転交付の中に含まれた金額は1,094.22億元（決算額は1,513.13億元）。中央からの財政移転交付を含む地方財政の農業生産への助成支出は3,932.60億元（決算額は4,235.63億元）であった。

災害対策費については、08年に入ると、低温・雨・雪・結氷による災害が発生したので、当初予算では、災害救援や復旧・再建に向けて、555.2億元を交付するとされた（中央財政は275.43億元、地方財政は279.77億元）。5月に四川省で大地震が発生した後、地震救援資金を中央は384.37億元を交付、地方は243.28億元を投入した。また、中央財政は地震後の復旧・再建基金を740億元（支出実績は698.70億元。うち、住宅380億元、インフラ施設97.49億元、産業48億元、防災・減災能力建設24.36億元）とした。

教育費については、当初予算では、教育の発展を優先させるとされている。教育に振り向ける中央財政の支出は1,561.76億元で、前年度より45.1%の伸びとする都市と農村の無料義務教育を全面的に実施することを目指すため、08年当初予算では、中央財政は84億元を投入し、08年秋の学期から都市義務教育段階の児童・生徒の学費・雑費を免除する。農

村の義務教育経費保障水準を引き続き向上させるための経費は205.6億元である。一般大学、高等・中等職業学校の家計が困窮している学生への援助金は223億元である。教育費の予算執行額では、予算の102.4%の1,598.54億元であった。都市と農村の無料義務教育を全面的に実施するため、中央財政は618.1億元を支出し、秋学期から都市義務教育段階の児童・生徒の学費・雑費を免除、農村義務教育のための教科書を無料提供、北部農村中学校の暖房費を増加した。一般大学、高等・中等職業学校の家計が困難な学生への援助金は223億元である。特に、農村出身および都市部の家計が困難な中等職業学生に1人に年に1,500元の奨学金を提供した。大学教育への支出は432.43億元、「211工程」(Project 211)の第3期を全面的に実施するとした。

08年の教育費決算額は全国9,010.21億元（予算執行率は99.2%）、そのうち、中央レベルの支出は491.63億元、中央から地方への財政移転交付の中に含まれた金額は1,112.08億元である。

医療・衛生費については、医療衛生体制の改革を推し進める。当初予算では、医療衛生に振り向ける中央財政の支出は831.58億元で、25.5%の伸びとする（その07年の決算額は全国1,989.96億元、そのうち、中央レベルの支出は34.21億元、中央から地方への財政移転交付の中に含まれた金額は630.09億元）。中央財政は公衆衛生サービスシステムの整備強化をバックアップするために、126.1億元を振り向ける。医療・医薬品衛生体制改革の深化をサポートし、公衆衛生、医療サービス、医療保障、医薬品供給保障という4つの体系をつくるために、560億元（07年度の留保分300億元を含む）を計上する。新しいタイプの農村合作医療制度を全面的に実施し、2年間をかけて資金調達基準を年間一人当たり50元から100元に引き上げ、財政補助基準を年間一人当たり40元から80元に引き上げ、その内、中西部地区に対する中央財政の補助基準を年間一人当たり20元から40元に引き上げるため、253億元振り向ける。中西部地域への財政補助基準を年に1人に40元に引き上げ、東部も適当に考慮し、計278.68億元を支出した。政策調整による破産企業の定年退職者をすべて地元の職員基本医療保険範囲内にすることに80億元、公衆衛生サービスシステムの強化に126.14億元、貧困者への医療救助事業に34億元、県・郷の医療衛生サービス建設事業に66億元を投入した。中央財政の医療衛生支出の実績は前年より24.5%増であるが、予算執行率は99.4%であった。

全国の医療衛生支出の決算額は2,757.04億元、予算執行率は110.3%であった。

社会保障費については、当初予算では、社会保障システムを充実させるため、社会保障と就業に振り向ける中央財政の支出は2,761.61億元とし、比較可能な基準値で24.2%の伸びとする。農村最低生活保障制度の全面的確立と充実化をサポートし、財政補助基準を月1人当たり30元から50元に引き上げ、中央財政による補助の割合を3分の1から70%に拡大させる。都市住民最低生活保障制度の完備化を支援するため261.1億元を計上し、07年度の財政補助基準が月一人当たり30元増であったことをふまえ、さらにそれを倍増させる。1,263億元を計上し、企業職員・労働者基本養老保険制度の充実化、企業職員・労働者基本養老保険個人口座の積立を確実にを行うテスト作業の拡大にあてる。2008年1月1日から、企業の定年退職者基本養老金の基準を月に1人当たり100元引き上げ、またそれをふまえて、高級技術職の資格を有する定年退職者や、早期退職により基本養老金の受給額が相対的に低い者などについて、さらにその調整額を適宜に引き上げる。中西部地区および旧工

業基地に対して、中央財政は然るべき援助を与える。『中華人民共和国就業促進法』の要請に則り、租税・費用の減免、担保付小口ローンへの財政的利子補給、職業訓練補助など就業を促進する税財政政策を確実に実行する。引き続き国有企業の政策的閉鎖・破産の実施、東北地区や中部地区における国有企業傘下の集団所有制企業の改革テストを支援し、三峡ダム地区から転出した移住者の生産・生活面の困難を解決する。また、農村部妊婦の入院・出産への財政補助範囲を中西部のすべての地域に拡大し、中部、西部の財政補助基準をそれぞれ300元、400元に引き上げた。社会保障・雇用支出の実績は、前年より19.2%増であるが、予算執行率は99.3%であった。都市部と農村部の最低生活保障制度の整備に363.1億元、養老保険制度の充実化に1,127.43億元、政策調整による破産企業の失業者救済に200億元、雇用支援に252.08億元を支出した。

08年の社会保障費決算額は全国6,804.29億元（予算執行率は101.8%）、そのうち、中央レベルの支出は344.28億元、中央から地方への財政移転交付額は2,399.31億元であった。

科学技術費については、当初予算では、全国2,152.82億元で、その決算額は、2,129.21億元（予算執行率は98.9%）であった。決算額のうち、中央レベルの支出は1,077.35億元、中央から地方への財政移転交付の中に含まれた金額は85.55億元であった。

表2 中国の「環境保護」支出の内訳
(08年決算額、億元)

| | |
|-----------|----------|
| 自然生態保護 | 32.53 |
| 天然林保護 | 72.68 |
| 退耕還林 | 301.33 |
| 退牧還草 | 19.29 |
| 省エネ利用 | 135.67 |
| 再生可能エネルギー | 36.75 |
| 総 額 | 1,385.15 |

注：中国の環境保護支出は上記の6項目だけではない。したがって、環境保護支出総額は上記6項目の合計と一致しない。

出所：『2008年財政決算表』により作成

08年の環境保護費の決算については、全国1,451.36億元（表2）で、そのうち、中央レベルの支出は66.21億元、中央から地方への財政移転交付の中に含まれた金額は974.09億元である。環境保護費では、省エネ・排出削減と生態系整備を強化するため、08年の当初予算では、中央財政は省エネ・排出削減に35億元増の270億元を計上し、補助の代わりに奨励するなどの方式をとって、10件の重点省エネプロジェクトや、中西部地区における下水管ネットワーク化、汚染物質排出削減に対する監督・管理体系などの整備を支援するとされた。

2. 政府間財政関係の変化

現在中国における政府間の財政交錯関係は、地方から中央への上解（上納）収入と中央から地方への税還付と財政移転交付からなる。上解収入は、従来財政調整の特定財源として豊かな省から中央へ上納するもので、08年当初予算では上解収入額は909.72億元とされ

た。税還付とは、1994年分税制改革当初、1993年を基準年に、中央への純上割収入を一定の配分ルールに応じて全額地方に還付するものである。上割収入とは、従来の地方収入の一部（消費税、外資銀行と非銀行金融企業の所得税、75%の増値税及び50%の証券取引税）を、中央収入に編入するものである。「下割収入」とは、従来の中央収入の一部（城鎮土地使用税、耕地占用税、国有土地有償使用収入などの中央分）を地方収入に編入するものである。式で示せば、純上割収入＝上割収入－下割収入となる。2002年1月1日からスタートした所得税配分改革により、所得税も共有税になり、税還付額には所得税還付額も含まれる。08年当初予算では税還付額は3,850.79億元とされた。財政移転交付は専項移転交付と財力性移転交付からなる。2008年当初予算では財政移転交付額は1兆7,775.73億元である。税還付と財政移転交付支出の合計は2兆1,626.52億元とされた。

表3 専項移転交付の内訳（08年決算額、億元）

| | |
|-------------|----------|
| 教育移転交付 | 692.97 |
| 科学技術移転交付 | 85.88 |
| 社会保障・雇用移転交付 | 2,399.31 |
| 医療衛生移転交付 | 780.02 |
| 環境保護移転交付 | 974.09 |
| 農林水事務移転交付 | 1,513.13 |
| 総 額 | 9,962.39 |

注：この総額には、その他の項目も含まれているため、上記6項目の合計と一致しない。

出所：中国財政部ホームページにより作成。

専項移転交付（08年当初予算9,308.71億元、執行額9,966.93億元）は、特定補助金の性格をもつもので、教育、科学技術、社会保障と雇用、医療衛生、環境保護、農林水事務、その他の「専項移転交付移転交付」などの174項目（07年までは213項目）を含む（表3）。従来、専項移転交付は上位政府に流用されることもあったが、02年から国庫集中受払制度が普及されて以降、専項移転交付資金がすべて国庫の単一口座のシステム管理に組み込まれ、上位政府の所管下位政府への財政的コントロールが強まったと同時に、専項移転交付資金の流用も不能になった。

表4 財力性移転交付の内訳（08年決算額、億元）

| | |
|-------------|----------|
| 一般性移転交付 | 3,510.51 |
| 民族地域移転交付 | 275.79 |
| 給与調整移転交付 | 2,451.24 |
| 農村税费改革移転交付 | 762.54 |
| 県郷奨励・補助移転交付 | 438.18 |
| その他の財力性移転交付 | 1,307.95 |
| 計 | 8,746.21 |

出所：中国財政部ホームページにより作成。

2003年に新設した財力性移転交付（08年当初予算は8,467.02億元、執行額は8,696.49億

元、決算額は8,746.21億元)は、垂直的財政調整制度を採用した中国では、地域間財政力格差を調整する役割を果たすもので、以下の6項目からなる(表4)。

①一般性移転交付は一般補助金の性格をもつもので、その最初は1995年に登場した過渡期財政移転交付であって、その後若干改正し、02年には所得税配分改革により、「一般性財政移転交付」に改称され、2008年6月19日に基準収支の算定方法を中心とする最新版の「地方への一般性移転交付方法」が公表された。

②民族地域移転交付支出は、西部大開発戦略に合わせ2000年より実施されたもので、中央政府から少数民族の省・自治区、非少数民族の省・自治区の少数民族自治州への交付金である。

③給与調整移転交付は、1998年以降アジア通貨危機の対策として、内需拡大を目指して新設されたものである。

④農村税費改革移転交付支出(税費改革とは、政府による料金徴収を課税に変更する改革)は、2001年に導入されたもので、農村部の税費改革による収入減の対策としての補助金である。

⑤県郷奨励・補助移転交付は、県郷財政難を緩めるための移転交付であって、2005年より実施されたもので、2008年8月4日に、『県郷財政難を緩める地方に対する中央財政の奨励と補助に関する方法(2008年)』が公表された。

⑥その他の財力性移転交付には、都市・農村義務教育移転交付、「原体制補助」などが含まれる。ここで、「原体制補助」は、分税制改革以前貧しい省が中央から受ける定額補助を継続したもので、その財源は前述した上解収入であった。

08年には、省クラス以下の財政体制を整備し、「省直管県」(省による県財政の直接管理。「省管県」ともいう)と「郷財県管」(県による郷財政の管理)などの財政管理改革を積極的に推し進めると要求された。「省管県」体制は、すでに浙江、安徽、福建などの18省と北京、上海などの4直轄市で実施されている。「郷財県管」体制は28省・自治区に広げられている(そのうち、部分的にテストを行う地域は12)。09年の「中央1号文件」では、明確に「省直管県」財政改革と県の権限を強めるテストをさらに推進すると強調された。

表5に見る中央と地方歳入の純計の推移では、中央のシェアはやや低下しており、財政分散化が進んでいる傾向を示している。

表5 中央と地方歳入の純計(億元)

| 年度 | 中 央 | 地 方 | 地 方 | 移 転 額 | 中央歳入 | 地方歳入 |
|------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|
| | 本級歳入 | 本級歳入 | 上納額 | (税還付・補助額) | 純 計 | 純 計 |
| | A | B | E | F | M=A+E-F | N=B+F-E |
| 2003 | 11,865.27 | 9,849.98 | 618.56 | 8,261.41 | 4,222.42 | 17,492.83 |
| 2004 | 14,503.10 | 11,893.37 | 605.42 | 10,378.77 | 4,729.75 | 21,666.72 |
| 2005 | 16,548.53 | 15,100.76 | 711.96 | 11,473.68 | 5,786.81 | 25,862.48 |
| 2006 | 20,456.62 | 18,303.58 | 782.54 | 13,490.70 | 7,748.46 | 31,011.74 |
| 2007 | 27,749.16 | 23,572.62 | 850.50 | 18,112.45 | 10,487.21 | 40,834.57 |
| 2008 | 31,622.00 | 26,864.55 | 900.72 | 21,626.52 | 10,896.20 | 47,590.35 |

注：2008年のデータは当初予算。

出所：『中国財政年鑑』(各年版)や中国財政年度報告(各年)などにより作成。

3. 税財政改革と財政政策の動き

07年度に一度穏健な財政政策へ転換したが、08年には、景気急落以降、再び積極的な財政政策に戻った。9月以降の税制改正では、このような政策転換を反映している。

2008年1月1日より、新企業所得税法（法人税）が施行された。よって、一般企業ならば、外資系企業も中国系企業も全て25%の税率に統一された。ただし、小規模企業は20%、ハイテク企業は15%となり、また、国家奨励産業・プロジェクトは免除するような減免規定もある。従来15%の優遇税率を享受してきた企業の過渡的な扱いについて、『国務院の企業所得税過渡的優遇政策実施に関する通知』により、①優遇税率15%の企業は、2008年18%、2009年20%、2010年22%、2011年24%、2012年25%と毎年引き上げる。②優遇税率24%の企業は、2008年から25%の基準税率が適用される。③「2免3減、5免5減」などの優遇措置は、新税施行後も優遇が適用される。但し、赤字のため減免期間の適用がまだ開始されていない企業は、一律に2008年度からタックスホリデー期間（優遇適用期間）の起算が開始される。④「西部大開発」への投資については、引き続き優遇税制を適用する。⑤この期間優遇政策は、2007年3月16日以前に工商登記を完了・設立した企業を対象とする。また、2008年1月15日に、財政部・国家税務総局は『省・市際企業（本社や各支社）の企業所得税の分配と予算管理暫定方法』を公布し（溯って1月1日より発効）、25%は本社所在地、50%は支社所在地、25%は各地域企業所得税の全国企業所得税（地方分）に占めた割合（2004～2006年の実績平均）に応じて分配するとされる。

公平に競争できる環境を作るために、2008年12月31日公布した国務院令第546号により、1951年8月の「都市土地家屋税暫定条例」を2009年1月1日より廃止、外商投資企業、外国企業と組織と外国籍個人も家屋税のみを納付するとされる。

最大税目である増値税（付加価値税）改革（「生産型増値税」から「消費型増値税」へ）のテスト作業は、7月1日より、東北地区の旧工業基地と中部地区の26の旧工業基地型都市から内モンゴル東部の5都市および四川汶川地震被災地域に進め広げた。また、改正した『増値税暫定施行条例』³⁾、『増値税暫定施行条例実施細則』⁴⁾、『全国における増値税形式転換改革の実施に係る若干の問題に関する通知』⁵⁾によって、2009年1月1日から、増値税改革は全国で行うとされる。なお、国務院令第539、540号（11月10日公布）により、消費税と営業税の暫定条例も改正され、関連の実施細則もある（財政部・国家税務総局令第51、52号、12月18日発布）。

3月1日より、個人所得税の給与所得控除額を1600元/月から2000元/月へと引き上げた。4月24日より、証券（株式）取引印紙税の税率を現行の0.3%から0.1%に引き下げた。A株とB株を売買する双方は0.1%の印紙税を納めることになる。9月19日より、株式買付時の証券取引印紙税0.1%を廃止した（売付時の印紙税は従来どおり）。10月9日より、個人投資家が2008年10月9日以降に証券市場での証券取引決算で取得した利息について、個人所得税の課税が免除される。また、預金利息に課される個人所得税を一時的に免除するとされた⁶⁾。

輸出奨励策として、8月1日より、一部紡織品、農薬製品などの輸出税還付率11%から13%に、また、一部竹製品の還付率も11%に引上げられる。同時に、松の実、一部農薬、塗料製品、電池製品、銀などの輸出増値税還付が取消される。11月1日から一部労働集約型、高技術水準、高付加価値製品の輸出税還付率を引き上げ、5%、9%、11%、13%、

14%、17%の6段階になる。今回の輸出税還付率調整は3,486品目の製品に及び、全関税徴収品目の25.8%を占める。

12月1日より、一部労働集約型製品、機電製品（機械設備、電気設備、交通運輸車輛、電子・電気製品を含む）などの3,770品目の輸出税還付率を引き上げ、全関税徴収品目の27.9%を占める。カバン、靴、帽子、傘、家具、寝具、照明器具、時計などの商品では現行税率の11%から13%に引き上げる。

不動産市場の活性化対策として、3月1日より、低家賃住宅、経済適用住宅（中低所得世帯向け商品住宅）の建設を強めるための税収優遇政策が実施された。金融危機の影響を受けた後、11月1日より、個人が一次取得する面積90平方メートル以下の住宅については不動産譲渡税率を1%に引き下げ、上記の住宅については売買印紙税、土地付加価値税を免除するとされた。また、12月31日より、暫定1年間の住宅売買営業税の減免政策が実施された。

輸出関税については、08年には、中国は国内市場の需要を満たすため、化学肥料の輸出抑制措置をとり、化学肥料類に輸出関税を課し、その税率を繰り返し調整した。『国務院関税税則委員会の化学肥料類製品に特別輸出関税を追徴することに関する通知』⁷⁾により、4月20日から9月30日までは全ての貿易形態、地域、企業より輸出される化学肥料に対し、現行の輸出関税率をもとに100%の特別輸出関税を追徴するとされる。また、『国務院関税税則委員会のアルミニウム合金、石炭の輸出関税調整に関する通知』（税委会〔2008〕25号、2008年8月15日公布）により、8月20日から、コークスの輸出暫定関税率が25%から40%に、コークス用炭の税率も5%から10%に引上げられる。また煙炭なども税率10%の輸出暫定関税、一般貿易により輸出されるアルミニウム合金も15%の暫定税率が課される。また、『国務院関税税則委員会の化学肥料類製品の輸出関税調整に関する通知』により、9月1日から12月31日まで、窒素肥料および合成アンモニウムの輸出特別関税が150%に引上げられる。上記2種以外のその他化学肥料および化学肥料原料に対しては、2008年10月1日から12月31日まで、従来の100%の輸出特別関税が引き続き徴収される。そして、『国務院関税税則委員会の動植物肥料に輸出暫定関税を徴収することに関する通知』⁸⁾により、9月1日から12月31日までは、鳥の糞を除く動物性および植物性肥料に対し、1トンあたり460元の輸出暫定関税が徴収される。

景気対策として、2008年11月5日に、温家宝総理は国務院常務会議で内需をさらに拡大して経済の穏やかな成長を促進する措置について、安定住居事業、農村インフラの整備、生態環境のビルディングの強化、地震被災地域の復興などの10項目の措置を発表した。これらの事業を実施するために、2010年末までに、4兆元の投資が必要であるとされている。中国国家発展改革委員会の穆虹副主任によると、4兆元のうち、中央財政が1.18兆元のみ負担し、あとは地方政府などに調達させるという。12月の「中央経済工作会議」では、4兆元の投資重点を決定し、民生のシェアが最も大きく、「安定住居事業」プロジェクトは2,800億元、農村民生プロジェクトとインフラ建設は3,700億元、医療衛生・文化教育事業は400億元、災害後の復旧・再建経費は1兆元とされている。

4. 持続可能な開発のための財政政策

近年、中国は環境問題を重要視してきており、持続可能な開発を図るため、一連の財政政策調整を行っている。

18億ムー（1ムー=0.067ha）の耕地危険ラインを必ず死守するための対策の一つとして、2008年12月1日に、最新版の『中華人民共和国耕地占用税暫定条例』が公布された⁹⁾。それは1987年に公布した条例の改定であって、耕地占用税の徴収額の上限と下限をそれぞれ約5倍に引き上げ、外資系企業も中国系企業も統一した。新条例が定めた各地の税額標準によると、上海市が1平方メートル当たり45円で最高となり、北京が40元、天津が35元と続く。内モンゴル自治区などの6省・自治区は、12.5円で、最も低かった。また、経済技術開発区や耕地が極端に少ない地域では、平均税額に50%を上乗せした税額を課すとされた。鉄道線路、飛行場滑走路、航空機格納庫などの税金免除政策を取り消した。

4月10日に、地球温暖化対策のクリーンエネルギー発展政策の一環として、溯って1月1日より、原子力発電事業に課される税を優遇すると発表した。発電所の発電ユニットが稼動してからの15年間、増徴税を一定の割合で還付する。還付率はユニット稼動から5年間で75%、6-10年が70%、11-15年が55%とされる。

環境問題への取り組みとして、9月1日より、自動車メーカーからの自動車消費税の徴収が調整された。大型乗用車の消費税引き上げ（排気量が3000cc-4000ccの自動車に対して、税率を現行の15%から25%へ、排気量4000cc以上の自動車消費税率を20%から40%へ）、小型乗用車の消費税引き下げ（排気量1000cc以下の自動車税率が3%から1%へ）とされている。

なお、各地の道路整備費用として徴収している「養路费」に代わって、ガソリンなど燃料の使用量に応じて課す燃油税は08年に注目を浴びたが、当年度に導入できず、2009年1月1日より実施することになった。

12月9日に公表した『資源総合利用その他の製品の増徴税政策に関する財政部・国家税務総局の通知』¹⁰⁾によって、廃水や中古などのリサイクル資源の販売に対して、増徴税を徴収した後、全額または半額還付するとされる。本通知の第1条と第2条は2009年1月1日より、第3-5条は2008年7月1日より実施、関連の9旧規定を廃止した。同日の『再生資源増徴税政策に関する財政部・国家税務総局の通知』¹¹⁾により、2010年末までに、再生資源の販売に対して、増徴税の免税制度を廃止し、徴収した後還付することに改正される。本通知は2009年1月1日より実施、関連の7旧規定を廃止した。

四川大地震の対策として、5月19日に、『地震災害救援及び災害後再建関連増徴税政策に関する通達』が公表された。企業所得税、個人所得税、不動産税、不動産取得税、資源税、都市部の土地使用税、車両・船舶税、輸出入税など徴税の面で地震災害救援及び災害後の再建への優遇措置を取った。企業にとっては、地震による実質的財産損失は、課税所得額から控除でき、寄付など企業の公益性支出は、企業所得税法及び実施条例の規定に基づき、納税所得額の基準額から控除することが認められる。地震により、重大な損失が生じた個人に対して、個人所得税が減額される。具体的な減税の幅と期間などは被災地域の政府によって決められる。被災地域の個人が受領した見舞金、補助金などに対して、個人所得税を免除する。個人が被災地へ寄付する場合、その額を納税所得額の基準額から控除される。居住不能や使用不能の家屋及び危険家屋と認定された家屋について、使用停止後、不動産

税が免除される。家屋の修繕で半年以上使用を停止した場合、修繕期間の不動産税を免除される。地震災害で住宅が全壊し、新たに住宅を購入した場合、不動産取得税の減額あるいは免除が認められる。

むすびにかえて

本稿は、2008年の中国財政の動きをまとめて考察した。このような動向の記録そのものも非常に有意義であるが、財政政策の展開を検討して、明らかになったのは主に以下の諸点である。

中国の財政収支は、世界金融危機などから大きな影響を受け、支出の伸びが収入を超えており、増大する財政赤字に迫られ、中央予算安定調節基金からの支出が増え、国債の発行も拡大している。

収入減速によって、いくつかの支出科目の予算執行率は100%未満であったが、環境保全や農業支援などの分野では財政支援を拡大していることがみられる。

中国の財政政策は、2007年度に一度穏健な財政政策へ転換したが、2008年後半から、再び積極的な財政政策に戻り、景気対策を中心に新展開している。確かに積極的な財政政策の施策は10年前のアジア金融危機に有効であっても、不動産の価格が高騰して大きなバブルが形成されている最中、同じ方法が世界金融危機の対策として適当であるかは疑問である。本稿は2009年7月に完成したものであったが、2010年2月現在、2009年に中国のGDPは33兆5353億元に達し、実質成長率8.7%を遂げたことが分かり、中国財政による4兆元規模の景気刺激策および金融緩和策は、景気回復の原動力になったと評価されている。さらには、景気対策としての金融政策の実施によるバブル問題（銀行貸出にもたらされた地価の高騰による住宅価格の上昇）は、財政政策の補完性によって軟着陸することも期待できるようである。つまり、中国において主要な銀行は国有であって、破産の可能性が薄くて、特に、主要な貸出対象となる国有企業は大部分の土地を購入して（地価を引き上げる主役は中央政府に所属する国有企業である）、土地販売の収入はすべて地方財政に入り、資金流は外部にあまり逸出せず主に政府系のものに把握され、政府のコントロールできる範囲内にサイクルしているようであるので、バブル崩壊にならない可能性もありそうである。この点については、2010年の中で明らかになるかと考えており、次稿で続いて検討しようとしている。

注

- 1) 中央レベルの収入を指す。
- 2) 地方レベルの収入を指す。
- 3) 国務院令第538号、2008年11月10日公布。
- 4) 財政部・国家税務総局令第50号、2008年12月18日発布。
- 5) 財政部・国家税務総局、財税〔2008〕170号、2008年12月19日発布。
- 6) 具体的には、1999年10月31日以前の預金利息所得に対する個人所得税は課されず、1999年11月1日より2007年8月14日において20%の比例税率で個人所得税が課され、2007年8月15日より2008年10月8日において5%の比例税率で個人所得税が課され、2008年10月9日以降、個人所得税は暫定的に課されないことである。

- 7) 税委会 [2008] 15号、2008年4月14日公布。
- 8) 税委会 [2008] 28号、2008年8月29日公布。
- 9) 国務院令第511号、2009年1月1日より実施。
- 10) 財税 [2008] 156号。
- 11) 財税 [2008] 157号。

参考文献

- 『国務院関税税則委員会の化学肥料類製品に特別輸出関税を追徴することに関する通知』（税委会 [2008] 15号、2008年4月14日公布）
- 『国務院関税税則委員会の動植物肥料に輸出暫定関税を徴収することに関する通知』（税委会 [2008] 28号、2008年8月29日公布）
- 『再生資源増値税政策に関する財政部・国家税務総局の通知』（財税 [2008] 157号、2008年2月9日公表）
- 『資源総合利用その他の製品の増値税政策に関する財政部・国家税務総局の通知』（財税 [2008] 156号、2008年2月9日公表）
- 『全国における増値税形式転換改革の実施に係る若干の問題に関する通知』（財政部・国家税務総局、財税 [2008] 170号、2008年12月19日発布）
- 『増値税暫定施行条例』（国務院令第538号、2008年11月10日公布）
- 『増値税暫定施行条例実施細則』（財政部・国家税務総局令第50号、2008年12月18日発布）
- 張忠任『現代中国の政府間財政関係』御茶の水書房、2001年12月
- 張忠任『中国の政府間財政関係に関する調査研究—分税制以降の省レベル以下の行財政を中心に—』平成16年度～平成19年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書、2008年3月
- 張忠任「中国の政府間財政関係改革の趨勢—分税制の変容—」『総合政策論叢』Vol.12、鳥根県立大学・総合政策学部、2009年2月
- 張忠任「動向・経済・財政」社団法人中国研究所編集・発行『中国年鑑2009』所収、2009年5月
- 『中華人民共和国耕地占用税暫定条例』（国務院令第511号、2008年12月1日公布）
- 中華人民共和国財政部ホームページ（<http://www.mof.gov.cn/mof/>）
- 中華人民共和国財政部予算司ホームページ（<http://www.mof.gov.cn/yusuan/>）
- 中華人民共和国税務総局ホームページ（<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/index.html>）

キーワード：政府間財政関係 財政移転交付支出 環境保護支出 景気対策
持続可能な開発

(ZHANG Zhongren)